

上天草市障がい福祉計画（素案）

第 4 期障がい福祉計画

（平成 27 年度～平成 29 年度）

目 次

第1章 計画の策定に当たって

第1項 計画策定の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の背景（障害者施策の動向）	2
(3) 計画の位置付け	5
(4) 計画の期間	5
第2項 計画の基本的な考え方	6
計画の基本理念	6

第2章 自立支援システムの全体像

サービスの体系	7
---------	---

第3章 基本目標（平成29年度の移行数値）

第1項 福祉施設入所者の地域生活への移行	8
第2項 地域生活支援拠点等の整備	9
第3項 福祉施設利用者の一般就労への移行	10

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

第1項 訪問系サービス	12
(1) 居宅介護	12
(2) 重度訪問介護	12
(3) 同行援護	12
(4) 行動援護	12
(5) 重度障害者等包括支援	12
第2項 日中活動系サービス	14
(1) 生活介護	14
(2) 自立訓練	15
(3) 就労移行支援	17
(4) 就労継続支援	18
(5) 療養介護	20
(6) 短期入所	21
(7) 障害児通所支援	22
第3項 居住系サービス	23
(1) 共同生活援助	23
(2) 施設入所支援	24

第4項	指定相談支援サービス	25
(1)	計画相談支援	25
(2)	地域移行支援	25
(3)	地域定着支援	26

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

第1項	理解促進研修・啓発事業	27
第2項	自発的活動支援事業	27
第3項	相談支援事業	28
第4項	成年後見制度利用支援事業	29
第5項	意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業	30
第6項	日常生活用具給付事業	31
第7項	移動支援事業	33
第8項	地域活動支援センター事業	34
第9項	その他の任意事業	35
(1)	日中一時支援事業	35
(2)	訪問入浴サービス事業	35
(3)	自動車運転免許取得・改造助成事業	36
(4)	スポーツ・レクレーション教室開催事業	36
(5)	地域移行のための安心生活支援事業	37
第10項	天草地域自立支援協議会について	38

第6章 計画の推進

(1)	計画の推進体制の整備	39
(2)	計画の進行管理	39

【巻末資料】		40
--------	--	----

第1章 計画の策定に当たって

第1項 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、平成25年4月1日には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

市町村には障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障がい福祉計画）を策定することが定められ、本市においても、平成18年度から3年を1期とする「上天草市障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進のための数値目標やサービス見込量等を定めてきました。

平成27年度から平成29年度の「第4期上天草市障がい福祉計画」におきましても、国が示す障がい者施策の方向性や障害者ニーズの動向、第3期計画の進捗状況等を踏まえ、数値目標やサービス見込量等を定めることとします。

ただし、定期的に分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間中に見直す事があります。

【障がい福祉計画について】

障害者総合支援法において、障がい福祉計画に盛り込む事業は、大きく次の3点です。

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における障害福祉サービス、相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

（２）計画の背景（障害者施策の動向）

ここ数年の障害者施策の取組においては、「支援費制度の導入」「障害者自立支援法の制定・施行」「障害者総合支援法の制定・施行」など、障がいのある方々の自立と社会参加を促進するための制度的な取組が、大きく変化してきたことから、それら制度改正の動向を整理します。

■支援費制度の開始

平成１２年の社会福祉基礎構造改革の一環として、身体障害者福祉法等が改正され、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がいのある人自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成１５年４月から開始されました。

■障害者基本法の改正

平成１６年６月には、障害者基本法が改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と差別の禁止が明記されました。

■発達障害者支援法の制定

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、発達障害者支援法が平成１６年１２月に制定され、平成１７年４月から施行されました。この法律では、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定められました。

■障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

精神障がい者の雇用対策の強化などを柱とした改正障害者雇用促進法が平成１７年７月に制定され、平成１８年４月から施行されました（一部は平成１８年１０月施行）改正法では、従業員の１．８％を身体障がい者、知的障がい者とする現行の法定雇用率の算定対象に、新たに精神障がい者が加わりました。

■障害者自立支援法の制定

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでは障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費等について、新たな共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することを目指した障害者自立支援法が平成１７年１０月に制定され、平成１８年４月から施行されました（一部は平成１８年１０月施行）。

■障害者自立支援法の施行令の改正

障害者自立支援法の制定後、障害者福祉制度に関しては、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしていますが、応能負担への第一歩として、平成２２年４月から、低所得（市町村民税非課税）の障がい者等に対し、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとなりました。

■障害者自立支援法の改正

平成２２年１２月１０日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）により、障害者自立支援法が改正され、平成２３年１０月から、グループホーム・ケアホームの利用助成（家賃助成）及び視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）が実施されることとなりました。また、平成２４年４月施行分として、相談支援施策の充実、障害児支援施策の強化策等が盛り込まれています。

■障害者虐待防止法の制定

平成２３年６月に、障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律が公布され（平成２４年４月施行）、障害者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

■障害者優先調達推進法の制定

平成２４年４月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が制定され、都道府県や市町村、地方独立行政法人等については、調達方針を毎年度策定する事が義務付けられ、障害者就労施設等から物品等の調達を積極的に発注に取り組み、毎年調達実績を公表することになりました。

■児童福祉法の改正

平成24年4月に児童福祉法が改正され、障がい児及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、これまで障害種別に分かれていた障害児施設が、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）のそれぞれに体系化されました。また、地域支援を強化するため、新たに保育所等訪問支援や障害児相談支援等が創設されました。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制定

平成25年4月に障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）として施行されました。

- ① 平成25年4月施行分・・・障害者の範囲に難病患者等が追加
- ② 平成26年4月施行分・・・重度訪問介護の対象拡大
ケアホームとグループホームの一元化
障害支援区分の新たな判定式の確立
地域移行支援の対象拡大
- ③ 平成28年4月をめどとした見直し
 - ・常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動支援、障害者の就労支援その他の障害福祉サービスのあり方
 - ・障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ・障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ・手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ・精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

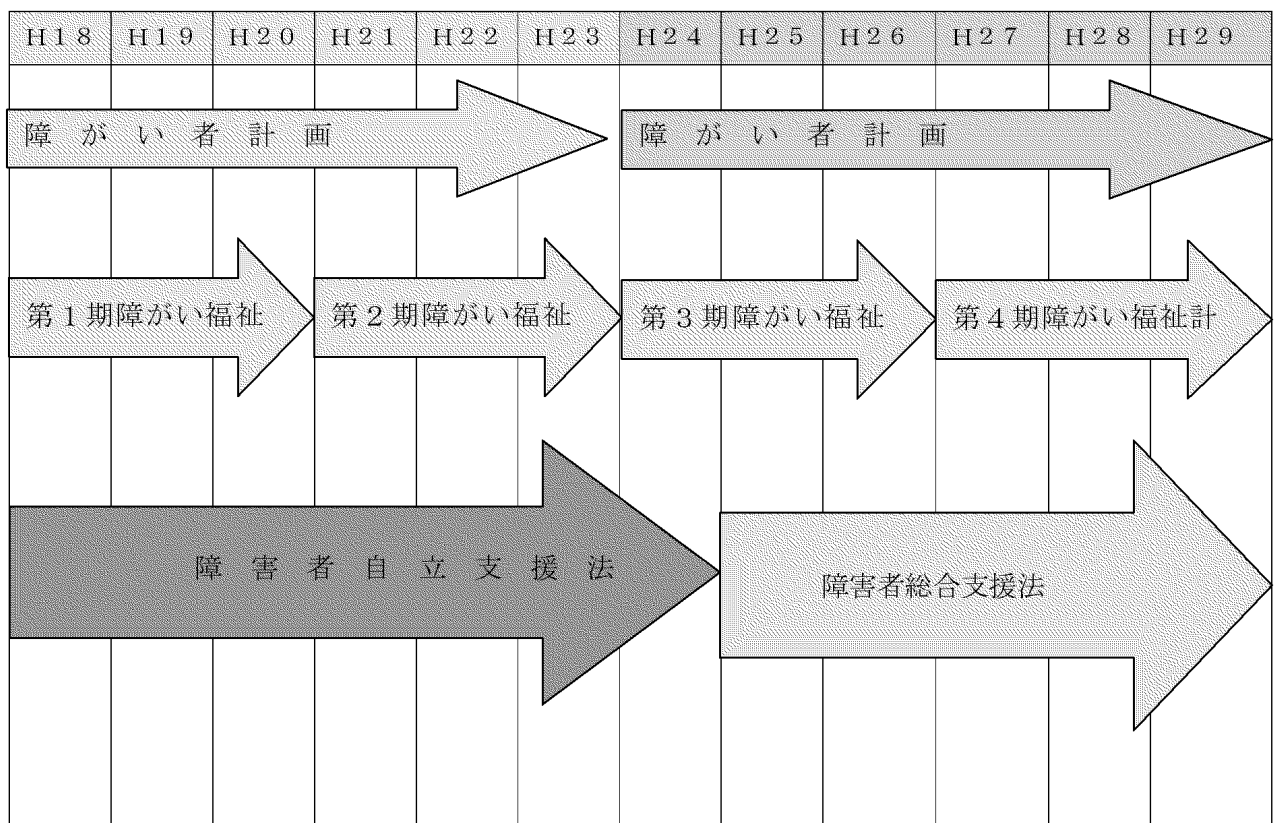
(3) 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、平成24年度に策定した「上天草市障がい者計画」の部分計画となるよう策定します。

また、国及び県が策定した関連計画や上天草市の最上位計画である「上天草市第2次総合計画」をはじめ上天草市が策定した各種福祉分野の関連計画等との整合性を図りながら策定したものです。

(4) 計画の期間

「上天草市障がい福祉計画」は、3年ごとに策定することとされており、第4期計画は、平成27年度から平成29年度を計画期間とします。



第2項 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

■ 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

■ サービス基盤の地域間・障害種別間の縮小及び提供体制の確保

障害福祉サービスに関し、地域間の均衡を図るとともに、障害福祉サービスの対象となる範囲は身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病患者等であって、18歳以上の者並びに障がい児とし、各障がい者等が障害福祉サービスを平等に受けられるようサービス基盤の充実を図ります。また、訪問系サービス等の計画的整備を行います。

■ 施設入所・入院から地域生活への移行促進

障がい者の地域生活への移行の一層の促進を図るため、相談支援体制、住まいの場、日中活動の場の整備・充実に努めます。地域生活支援の機能をさらに強化するために、地域生活支援拠点を整備します。

■ 就労支援の強化

障がい者の一般就労への移行を一層促進するため、障がい者等に対し、障がい者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。

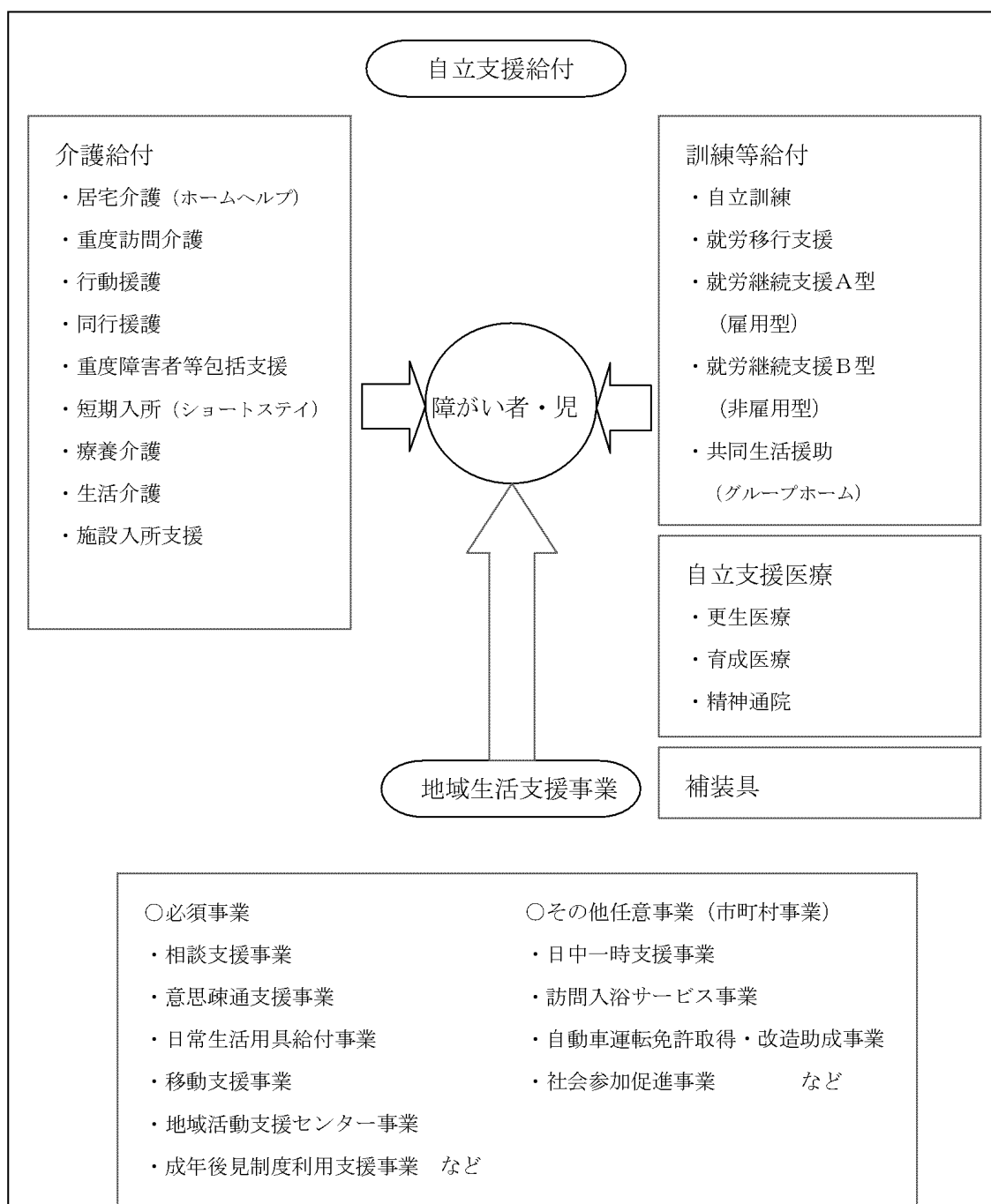
■ 相談支援体制の構築

障害福祉サービスを利用するに当たって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう相談体制を構築します。

第2章 自立支援システムの全体像

サービスの体系

障害者総合支援法のサービス体系



第3章 基本目標（平成29年度末の移行数値）

第1項 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、平成29年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本方針においては、「平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減すること」とされています。

なお、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定します。

○現状と課題

福祉施設入所者の地域移行は、一定の実績はありますが、平成26年度末の目標値達成のためには、引き続きその受け皿となる地域での住まいの場の確保・整備の充実が必要です。

○今後の目標値

本市では、平成25年度末時点の入居者89人のうち11人が、平成26年度末までに地域生活へ移行する一方、施設入所が必要な待機者等を入所させることにより、差し引き4人を減少させることを目標とします。

【地域生活移行者数の実績及び目標値】

（単位：人）

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者数（A）	89	平成26年度末までの数値目標を達成すると仮定した平成25年度末時点の入所者数
目標年度入所者数（B）	85	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込み（A－B）	4 (4%)	差引減少見込数 カッコ内は、（A）に対する割合
【目標値】 地域生活移行者数	11 (12%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数 カッコ内は、（A）に対する割合

第2項 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取り組みの基礎とするため、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討することとされています。

天草圏域においては、2市1町で自立支援協議会を設置しており、その中で検討し協議していくこととします。

地域生活支援拠点とは、相談・体験の機会、場、緊急時の受け入れ対応、専門性、圏域の体制づくり等地域生活を支援する機能を持ち合わせたものをいいます。

第3項 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成29年度段階において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとします。

なお、福祉施設から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障がい者雇用全体についての取り組みを併せて進めることが望ましいとなっています。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を作成することとされています。

○現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行は、一定の実績はありますが、平成26年度の目標値達成のため、引き続き就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等が必要となっており、天草地域自立支援協議会（就労部会）を中心として、障害者就業・生活支援センター、ハローワークをはじめとする関係機関との連携強化に取組みます。

○今後の目標値

本市では、平成24年度の一般就労者数が1名であり、平成29年度末の一般就労に移行する者の数を2名とします。就労移行支援事業の利用者数については、平成25年度末の利用者数が11名であり、6割以上の増加を目指しますので、平成29年度末の利用者数は18名とします。就労移行率については、現時点で把握しておらず、平成26年度より各事業所から就労移行率を求めることとします。

【一般就労移行者数の実績及び目標値】

(単位：人)

項目	数値	考え方
平成 2 4 年度の 一般就労移行者数	1	平成 2 4 年度の一般就労へ 移行した者の数
【目標値】 平成 2 9 年度末の 一般就労移行者数	2	平成 2 4 年度実績の 2 倍以上

※一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者等をいいます

【就労移行支援事業の利用者数】

(単位：人)

項目	数値	考え方
平成 2 5 年度末の就労移行 支援事業利用者数	1 1	平成 2 5 年度末において就労支援事業を利用 した者の数
【目標値】 平成 2 9 年度末の 就労移行支援事業利用者数	1 8	平成 2 5 年度末における利用者数の 6 割以上 の増加

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

第1項 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がい者により、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、生活等に関する相談助言などを総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時においてその障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

○現状と課題

訪問系サービスでは、サービス全体をここ数年の実績でみると、利用者数は伸びていますが、一人あたりの利用時間の平均は、減少しています。主な利用は、居宅介護の家事援助、同行援護となっています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績、施設や病院からの地域移行等の要素を勘案し、平成29年度末において、1か月当たりのサービス利用量を663時間分（51人）見込むこととします。

【訪問系サービスの利用実績及び見込量】

（単位：時間、（ ）内は人）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込量	420 (28)	495 (33)	585 (39)	559 (43)	611 (47)	663 (51)
	実績値	306 (23)	323 (39)	349 (34)			
	利用率	72.9% (82.1%)	65.3% (118.2%)				

※上段は、サービス量（1月当たりの時間数）、下段は、実利用者数（1月当たりの利用者数）

※平成26年度は8月末の利用実績

※平成27～29年度は、3月末までの利用分の推計値

第2項 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。

○現状と課題

平成26年度の生活介護利用者は、施設入所者が87名、共同生活援助利用者が10名、在宅から障害施設への通所利用が7名、市内の基準該当施設の利用者が7名となっています。基準該当施設の利用者が増加している現状です。今後は、利用者のニーズに対応した活動内容の充実などが求められています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等を勘案し、平成29年度末において、1か月当たり2,581人日分(117人)のサービス利用量を見込むこととします。

【生活介護のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日、()内は人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	見込量	2,277 (99)	2,323 (101)	2,392 (104)	2,464 (110)	2,545 (114)	2,581 (117)
	実績値	2,127 (92)	1,721 (107)	2,022 (97)			
	利用率	93.4% (92.9%)	74.1% (105.9%)				

※上段は、サービス量(1月当たりの人日数)、下段は、実利用者数(1月当たりの利用者数)

※平成26年度は8月末の利用実績

※平成27～29年度は、3月末までの利用分の推計値

《生活介護利用条件》

①障害支援区分3以上の方(施設へ入所する場合は区分4以上)

②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上の方(施設へ入所する場合は区分3以上)

（２）自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がい者、精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

○現状と課題

自立訓練では、潜在的な需要（待機者）は多いと思われますが、サービス提供事業所が少ないため、見込量を下回っています。今後、事業実施事業所の拡充が求められています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成２６年度までの利用実績、施設や病院からの地域移行等の要素を勘案し、平成２９年度末において、機能訓練については、１か月当たり４６人日分（２人）のサービス利用量を見込むこととします。生活訓練については、１か月当たり４１４人日分（１８人）のサービス利用量を見込むこととします。また、宿泊型自立訓練では、１か月当たり１２４人日分（４人）のサービス利用量を見込むこととします。

【生活介護のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日、（ ）内は人）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立訓練 （機能訓練）	見込量	23 (1)	46 (2)	46 (2)	46 (2)	46 (2)	46 (2)
	実績値	19 (1)	10 (1)	0 (0)			
	利用率	82.6% (100%)	21.7% (50%)				
自立訓練 （生活訓練）	見込量	230 (10)	299 (13)	414 (18)	414 (18)	414 (18)	414 (18)
	実績値	214 (11)	130 (15)	146 (11)			
	利用率	93% (110%)	43.5% (115.4%)				
宿泊型自立訓練	見込量	62 (2)	124 (4)	62 (2)	124 (4)	124 (4)	124 (4)
	実績値	59 (2)	69 (4)	90 (3)			
	利用率	95.2% (100%)	55.6% (100%)				

※上段は、サービス量（1月当たりの人日数）、下段は、実利用者数（1月当たりの利用者数）

※平成26年度は8月末の利用実績

※平成27～29年度は、3月末までの利用分の推計値

《自立訓練利用条件》

○機能訓練

①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

②盲、ろう、養護学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方等

○生活訓練

①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方

②養護学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方等

○宿泊型自立訓練

①地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な方

(3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○現状と課題

就労支援対策としては、就労への導入部分の支援として必要性は高いと思われますが、サービス提供事業所が少なく、見込量を下回っています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等を勘案し、平成29年度末において、1か月当たり414人日分(18人)のサービス利用量を見込むこととします。

【就労移行支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人日、()内は人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	見込量	69 (3)	92 (4)	115 (5)	230 (10)	322 (14)	414 (18)
	実績値	73 (4)	130 (11)	102 (7)			
	利用率	105.8% (133%)	141.3% (275%)				

※上段は、サービス量(1月当たりの人日数)、下段は、実利用者数(1月当たりの利用者数)

※平成26年度は8月末の利用実績

※平成27～29年度は、3月末までの利用分の推計値

《就労移行支援利用条件》

一般就労等(企業への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の方

（４）就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 A 型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援 B 型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

○現状と課題

就労継続支援では、ここ数年のサービス事業者の増加に伴い、利用時間、人数とともに伸びていますが、B 型（非雇用型）の次の段階である A 型（雇用型）の事業所が少なく、一般企業への就労に結びついていないと思われます。

○今後のサービス見込量

本市では、平成 26 年度までの利用実績等を勘案し、平成 29 年度末において、A 型については、1 か月当たり 920 人日分（40 人）のサービス利用量を見込むこととします。B 型については、1 か月当たり 2,070 人日分（90 人）のサービス利用量を見込むこととします。

【就労継続支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日、（ ）内は人）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労継続支援A型	見込量	552 (24)	621 (27)	736 (32)	759 (33)	828 (36)	920 (40)
	実績値	337 (17)	310 (23)	590 (30)			
	利用率	61.1% (70.8%)	49.9% (85.2%)				
就労継続支援B型	見込量	598 (26)	828 (36)	1058 (46)	1610 (70)	1840 (80)	2070 (90)
	実績値	354 (18)	446 (53)	933 (62)			
	利用率	59.2% (69.2%)	53.9% (147.2%)				

※上段は、サービス量（1月当たりの人日数）、下段は、実利用者数（1月当たりの利用者数）

※平成 26 年度は 8 月末の利用実績

※平成 27～29 年度は、3 月末までの利用分の推計値

《就労継続支援利用条件》

A 型（雇用型）

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時に 65 歳未満）

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結び付かなかった方
- ②盲、ろう、養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結び付かなかった方
- ③企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

B 型（非雇用型）

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

- ①企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（雇用型）の雇用に結び付かなかった方
- ③以上に該当しない方で、50 歳に達している方、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業 A 型（雇用型）の利用が困難と判断された方

（５）療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行います。

○現状と課題

療養介護では、平成２４年度に、重症心身障害児施設に入所している１８歳以上の方については移行され、それ以降の利用量の変化はありません。医療及び常時介護を必要とする障がい者の利用であることから、今後も必要性は高いと考えられます。

○今後のサービス見込量

本市では、平成２６年度までの利用実績等を勘案し、平成２９年度末において、１か月当たり１３人分のサービス利用量を見込むこととします。

【就労継続支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療養介護	見込量	14	15	15	13	13	13
	実績値	13	13	13			
	利用率	92.90%	86.70%				

※平成２６年度は９月末までの利用実績

※平成２７～２９年度は、３月末までの利用分の推計値

《療養介護利用条件》

医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分６、あるいは、筋ジストロフィー患者、重症心身障害者で障害支援区分５以上の方

（６）短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などの障がい者（児）に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○現状と課題

短期入所では、平成２６年度までの利用実績を見ると、利用量及び利用人数は増加傾向となっています。障がい児の利用に伸びがあります。また、他のサービスとの併用が考えられるので、今後は、緊急時の受入れ体制の整備が課題となっております。

○今後のサービス見込量

本市では、平成２６年度までの利用者数の増加傾向、施設や病院からの地域移行等の要素等を勘案し、平成２９年度末における１か月の利用日数を９０人日分（２０人）を福祉型と医療型に分けて見込むこととします。

【短期入所のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日、（ ）内は人）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期入所 (福祉型)	見込量	30 (3)	40 (4)	50 (5)	58 (14)	71 (17)	75 (18)
	実績値	37 (8)	27 (12)	44 (10)			
	利用率	123.3% (266.7%)	67.5% (300%)				
短期入所 (医療型)	見込量				10 (1)	10 (1)	15 (2)
	実績値						
	利用率						

※上段は、サービス量（１月当たりの人日数）、下段は、実利用者数（１月当たりの利用者数）

※平成２６年度は８月末の利用実績

※平成２７～２９年度は、３月末までの利用分の推計値

《短期入所利用条件》

介護者の病気などで一時的に自宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障がい者（障害支援区分１以上）

（７）障害児通所支援

①児童発達支援

療育指導が必要と判断された障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期期間中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と連携し障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供するサービスです。

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

（単位：人日、（ ）内は人）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	見込量	90 (9)	100 (10)	110 (11)	35 (7)	35 (7)	35 (7)
	実績値	197 (8)	135 (7)	22 (5)			
	利用率	218.9% (88.9%)	135% (70%)				
放課後等デイサービス	見込量	300 (15)	340 (17)	360 (18)	10 (2)	10 (2)	10 (2)
	実績値	49 (5)	41 (4)	0 (0)			
	利用率	16.3% (33.3%)	12.1% (23.5%)				

※平成26年度は、8月末までの利用実績

※平成27～29年度は、3月末までの利用分の推計値

○本市では、一次圏域での療育活動として未就学児を対象に、こども未来館にて地域療育事業（親子通園）を平成24年度より実施しています。児童発達支援と併せて、療育の提供を行うことで、障がい児支援の強化に努めます。

【地域療育事業（キラキラ仲間）】

第3項 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

平成26年4月より共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）が一元化されました。

○現状と課題

共同生活援助（グループホーム）では、地域移行の促進により、利用量は増加の傾向がありますので、今後も引き続き設備が求められています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用実績等を勘案し、平成29年度末において、共同生活援助（グループホーム）60人分のサービス利用量を見込むこととします。

【共同生活援助・共同生活介護のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	41	51	81	53	56	60
	実績値	31	34	48			
	利用率	75.6%	66.7%				
共同生活介護 (ケアホーム)	見込量	15	16				
	実績値	16	16				
	利用率	106.7%	100.0%				

※平成26年度は8月末の利用実績

※平成27～29年度は、3月末までの利用分の推計値

（２）施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

○現状と課題

施設入所支援では、平成２６年度までの実績を見ると、見込量にほぼ近い状況となっています。入居者の高齢化に伴い、高齢者施設への移行が課題となっています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成２６年度までの利用者数の増加傾向（待機者）等の要素と、施設入所者のうち、今後、地域生活への移行者（＝入所者の減少傾向）を勘案し、平成２９年度末において８５人分のサービス利用量を見込むこととします。

【施設入所支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	見込量	94	94	94	87	86	85
	実績値	86	89	87			
	利用率	91.5%	95.7%				

※平成２６年度は８月末までの利用実績

※平成２７～２９年度は、３月末までの利用分の推計値

《施設入所支援の利用条件》

- ・生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の方（５０歳以上は、区分３以上）
- ・自立訓練又は就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所が困難な方

第4項 指定相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス利用者が、サービスを適切に利用することができるように、指定相談支援事業所が計画的なプログラム（サービス等利用計画）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所等と連絡調整を行います。

○現状と課題

平成26年度末までに、全ての障害福祉サービスの利用者には、サービス等利用計画が作成されることとなります。そのため、指定相談支援事業所の確保と、適切な計画作成のため事業者との連携の強化に努めます。

○今後のサービス見込量

現在の障害福祉サービス利用者等の一定期間のモニタリングと、新規利用者の計画相談の作成を29年度末で350人を見込みます。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が退所、退院して地域生活に移行する際に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを提供します。

○現状と課題

障害者支援施設と精神科病院と連携し、相談支援体制の整備を図ります。また、地域移行にかかわる関係機関とのネットワークを強化し、課題解決に努めます。

○今後のサービス見込量

障害者支援施設等の入所者や精神科病院に入院している障がいのある方の人数と地域生活移行者数等を勘案して見込みます。

(3) 地域定着支援

障がいのある方が安定した地域生活を過ごすことができるために、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、緊急訪問、緊急対応等を行います。

○現状と課題

障がいのある方が地域生活を過ごす中で、状態が不安定となり、家族だけでは支援が困難な人はもとより、入所施設や病院から地域生活へ移行するなどして生活環境が変わった人には、定期的な支援だけではなく、本人の不安を取り除くためにも緊急時の対応が不可欠です。

○今後のサービス見込量

現在、障害福祉サービスを利用しながら単身で生活している障がいのある方や、地域生活移行者数等を勘案して見込みます。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	36	36	42	43	44	45
地域移行支援	2	2	2	1	1	1
地域定着支援	1	1	1	1	1	1

※平成27～29年度は、3月末までの利用分の推計値（1月当たりの利用者数）

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として位置付けられており、市が行うものと県が行うものがあります。市が必ず行う事業としては、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が位置付けられています。

第1項 理解促進研修・啓発事業

障がい者に対する理解を深めるための研修及びイベントや広報を行います。

- (1) 教室等開催・・・福祉用具等の使用を通じ障がい者等の理解を深めるもの
- (2) 事業所訪問・・・地域住民が障害福祉サービス事業所等へ直接訪問し、交流しながら障害者等に対して必要な配慮、知識や理解を促すもの
- (3) イベント開催・・・講演会等多くの住民が参加できる形態により障がい者等に対する理解を深めるもの
- (4) 広報活動・・・障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がい者に関するマークの紹介等普及・啓発を目的とした広報活動

第2項 自発的活動支援事業

障がい者やその家族による悩みの共有や情報交換できる交流会活動、災害対策活動、ボランティア活動など自発的活動を支援します。

- (1) ピアサポート・・・障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動の支援
- (2) 災害対策・・・障がい者等を含めた地域における災害対策活動の支援
- (3) 孤立防止活動支援・・・地域で障害者等が孤立する事がないよう見守り活動を支援する
- (4) 社会活動支援・・・障がい者等のボランティア活動の支援や社会復帰活動の支援
- (5) ボランティア活動支援・・・ボランティアの養成や活動の支援

第3項 相談支援事業

障がいのある人や保護者又は介護者等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行い、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を応援します。

○現状と課題

障害者相談支援事業については、平成26年度までの実績では、ほぼ見込量どおりの設置箇所数となっており、相談支援事業を効果的に進めるための天草地域自立支援協議会において、就労支援や地域生活支援、地域移行支援等、地域における障害福祉システムづくりに向け協議を重ねています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成29年度においても同様に、障害者相談支援事業所6箇所を見込むこととし、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを天草圏域の自立支援協議会で協議していくこととしています。

【相談支援事業の設置実績及び見込量】

(単位：箇所)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	見込量	6	6	6	6	6	6
	実績値	6	6	6			
	利用率	100.0%	100.0%	100.0%			

【基幹相談支援センターの設置実績及び見込量】

(単位：箇所)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
基幹相談支援センター	見込量	—	—	—	0	0	1
	実績値	—	—	—			
	利用率	—	—	—			

第4項 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し出て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。後見人制度の利用を支援し、市民後見人など適正に業務を担う「人材の育成」を促します。

【成年後見制度利用支援事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：箇所)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度 利用支援事業	見込量	6	6	6	1	1	1
	実績値	0	0	0			
	利用率	0.0%	0.0%				

第5項 意思疎通支援（コミュニケーション）事業

手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、手話奉仕員の養成研修を行います。

○現状と課題

コミュニケーション支援事業では、全体として利用実績が見込量を下回っています。

現在、必要に応じて市外派遣等の利用がありますが、コミュニケーション支援事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者や要約筆記者の養成や研修の充実が必要と考えます。手話奉仕員の養成研修は、天草圏域での取り組みを行います。

○今後のサービス見込量

本市では、平成29年度末において、コミュニケーション支援事業の利用件数3件のサービス利用量を見込むこととします。

【コミュニケーション支援事業のサービス利用実績及び見込量】（単位：件）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
コミュニケーション 支援事業	見込量	3	4	5	3	3	3
	実績値	1	1	1			
	利用率	33.3%	25.0%				

第6項 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者（児）や難病の方に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。

【主な給付品目】

区分	主な品目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、火災警報器、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	設置に小規模な住宅改修を行う用具

○現状と課題

障がいのある人の日常生活がより過ごしやすくなるように、生活実態に対応した用具の選定を検討していく必要があります。難病の方への給付も対象となったことで、増加傾向にあると考えます。

○今後のサービス見込量

本市では、平成26年度末までの利用者数の増加傾向を勘案し、29年度末において、769件のサービス利用量を見込むこととします。

【日常生活用具給付事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：件)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①介護・訓練支援用具	見込量	2	3	4	3	3	3
	実績値	3	1	0			
	利用率	150.0%	33.3%				
②自立生活支援用具	見込量	8	10	12	6	8	10
	実績値	10	2	2			
	利用率	125.0%	20.0%				
③在宅療護等支援用具	見込量	3	4	5	10	11	12
	実績値	9	7	10			
	利用率	300.0%	175.0%				
④情報・意思疎通支援用具	見込量	11	14	17	20	20	20
	実績値	9	14	26			
	利用率	81.8%	100.0%				
⑤排泄管理支援用具	見込量	540	550	560	696	708	720
	実績値	676	662	618			
	利用率	125.2%	120.4%				
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	4	5	6	4	4	4
	実績値	1	0	4			
	利用率	25.0%	0.0%				
合 計	見込量	588	611	631	739	754	769
	実績値	708	686				
	利用率	120.4%	112.3%				

第7項 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

○現状と課題

平成23年度より、車両移送型を実施し、利用者も増加傾向にありますが、サービス事業所が少なくサービス提供が十分でないのが現状と思われます。

○今後のサービス見込量

本市では、平成29年度において25人（3事業所）のサービス利用量を見込むこととします。

【移動支援事業のサービス利用実績及び見込量】（単位：人、（ ）は事業所数）

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	見込量	35 (6)	40 (7)	45 (7)	19 (3)	23 (3)	25 (3)
	実績値	36 (6)	57 (8)	17 (2)			
	利用率	102.9% (100%)	142.5% (114.3%)				

第8項 地域活動支援センター事業

障がいのある人で、雇用される人が困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを目的に地域活動支援センターを設置しています。

○現状と課題

地域活動支援センター事業では、現在、NPO 法人 交流の里 どんぐり村に運営を委託しています。就労系の事業所の開設により、地域活動支援センターの利用者は減少しており、平成26年度より定員15名のⅡ型から、定員10名のⅢ型となっています。

○今後のサービス見込量

本市では、平成26年度までの利用者を勘案し、平成29年度においては、1箇所、利用人数を10人見込むこととします。

【地域活動支援センター事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：箇所、() は実利用人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援 センター事業 (交流の里 どんぐり村)	見込量	1 (18)	1 (19)	1 (20)	1 (10)	1 (10)	1 (10)
	実績値	1 (21)	1 (31)	1 (10)			
	利用率	100% (116.7%)	100% (163.2%)				

(単位：箇所、() は実利用人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市外の地域活動支援 センター(Ⅱ型)	Ⅱ型	10	9	10	10	10	10

※Ⅱ型については、天草圏域で実施

第9項 その他の任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある人を預かり監護します。

【日中一時支援事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：実利用人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	見込量	39	43	47	50	53	56
	実績値	38	41	39			
	利用率	97.4%	95.3%				

(2) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な障がい者に対して、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

【訪問入浴サービス事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：実利用人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	見込量	2	3	4	4	4	4
	実績値	2	2	2			
	利用率	100.0%	66.7%				

(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

重度の身体障がい者や知的障がい者に対して、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の社会参加の促進を図ります。

【自動車運転免許取得・改造助成事業のサービス利用実績及び見込量】 (単位：件)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自動車運転免許取得 ・改造助成事業	見込量	3	4	5	3	3	3
	実績値	1	0	3			
	利用率	33.3%	0.0%				

(4) スポーツ・レクレーション教室開催事業

障がいのある人の体力向上、交流及び障害者スポーツの普及を図るため、レクレーション教室等を実施しています。

【スポーツ・レクレーション教室開催事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：実利用人)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
スポーツ・レクレーション 教室開催事業	見込量	16	17	18			
	実績値	14	14				
	利用率	87.50%	82.40%				

(5) 地域移行のための安心生活支援事業

1 緊急時支援事業

障がい者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らし続けられるよう地域生活への移行や定着を支援するものです。

【緊急時支援事業のサービス利用実績及び見込量】 (単位：箇所、() は実利用人数)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
緊急時支援事業	見込量	6 (1)	7 (1)	8 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	実績値	1 (2)	1 (2)	1 (0)			
	利用率	16.7% (200%)	14.3% (200%)				

2 地域生活体験事業

一般アパート等を借り上げ、施設入所者等に対して、一定期間地域生活を体験させることにより、将来的に地域で自立した生活ができるように支援します。

【緊急時支援事業のサービス利用実績及び見込量】 (単位：箇所、() は実利用人数)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域生活体験事業	見込量	6 (1)	7 (1)	8 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	実績値	1 (0)	1 (0)	1 (0)			
	利用率	0%	0%				

3 コーディネート事業

相談支援事業所に地域移行専門のコーディネーターを配置し、地域移行に必要な関係機関・団体と緊密な連携を図り、地域移行を推進します。

【緊急時支援事業のサービス利用実績及び見込量】 (単位：箇所)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
コーディネート事業	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			
	利用率	0%	0%				

第10項 天草地域自立支援協議会について

障がいのある人たちが地域で安心して暮らせるよう、天草圏域（天草市、上天草市、苓北町）にある多分野（医療、保健、福祉、教育、雇用等）の関係機関の方々が集まり、地域で上がってきた課題について地域全体で検討し、改善・解決していくための協議の場です。

障害者自立支援法改正（平成22年12月10日）により、「障がい福祉計画を定め又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聞くよう努めなければならない」とされ、同協議会の機能充実が図られました。

◆全体会議

地域関係者に対する普及啓発、地域関係者との課題共有、提言を行う場所です。

◆運営会議

メンバーは各相談支援事業所と各行政担当者と構成し、協議会全体の方向性や日程、定例会や専門部会の準備等行う場所です。

◆専門部会

専門分野における継続的な調査検討、研究、連絡調整、課題検討会等議論を深める場所です。現在は4部会で構成されています。

◆定例会議

関係機関の抱えているケースにより地域の現状・課題等について、地域の関係者で定期的に情報を共有する場所（報告会）です。

◆個別支援会議等

個別の課題を解決するため、個別支援計画、支援体制の役割分担を調整、地域の課題を確認を行う場所です。

第6章 計画の推進

（１）計画の推進体制の整備

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、障がい当事者やその家族、障がい者団体の意見・要望を生かしていくとともに、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等の幅広い分野の連携や地域内の多様な社会資源の間のネットワーク化が必要不可欠です。

本計画は、様々な関係者・関係機関の連携や協働を推進し、障がい者を支えるネットワークの構築を目指していきます。

（２）計画の進行管理

天草地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況や効果を定期的に評価、点検していきます。計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市町の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。